

## 仙台高等専門学校における公的研究費等の運営及び管理体制に関する要項

平成27年3月27日制定  
最終改正 令和7年4月1日

### (趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則(平成27年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第121号。(以下「公的研究費等取扱規則」という。))に基づき、仙台高等専門学校(以下「本校」という。)における運営及び管理体制に関する必要な事項を定めるものとする。

### (コンプライアンス推進責任者)

第2条 校長は公的研究費等取扱規則第6条第1項に規定する本校のコンプライアンス推進責任者として、公的研究費等取扱規則第2条第1項に定める公的研究費等の運営及び管理について責任と権限を持つものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は役割の実効性を確保するため、別表1に定めるコンプライアンス推進副責任者(以下「副責任者」という。)を任命するものとする。

### (コンプライアンス推進責任者及び副責任者の責務)

第3条 コンプライアンス推進責任者は、副責任者に公的研究費等取扱規則第6条第2項に定める各号について指示し、業務を行わせるものとする。

2 コンプライアンス推進責任者及び副責任者は、自己の管理監督又は指導する学校等の公的研究費等の執行状況を確認しながら必要に応じ改善を指導するものとする。

### (相談窓口)

第4条 公的研究費等取扱規則第9条に基づき、公的研究費の使用に関する相談を受け付ける窓口は別表2のとおりとする。

### 附 則

この要項は、平成27年3月27日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

### 附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 コンプライアンス推進副責任者として任命される者

No.	職名	運営及び管理の範囲	備考
1	副校長(総務担当)	広報室経費、国際交流経費、教育研究技術支援室経費、情報基盤センター経費、ネットワーク経費	
2	副校長(教務担当)	入学試験・学生募集経費、オープンキャンパス等経費、教務経費、特別支援室経費、留学生経費、創造教育・実習経費、学習推進室経費、語学教育推進室経費、教学マネジメント経費	
3	副校長(学生担当)	厚生補導経費、地区体育大会経費、課外活動引率旅費、保健室経費、体育施設維持経費、学生相談室経費、キャリア支援室経費、学生支援経費(各種コンテスト・リカレンジャーに関する経費)	
4	副校長(寮務担当)	学生寮生活環境整備費、学生寮運営経費	
5	副校長(専攻科担当)	専攻科充実経費、専攻科教育経費	
6	副校長(研究・産学連携担当)	研究戦略企画センター経費、教育研究設備維持運営費、グループ研究推進経費、出前授業経費、電子デバイス試作室経費、外部資金	
7	ユニット長	当該ユニット教員研究費、実験等経費	
8	図書館長	図書館経費	
9	事務部長	教育用電算機システム等経費、入学式・卒業式経費、学生健康診断費等経費、非常勤講師等経費、光熱水料、燃料費、共通経費、教職員共通旅費、職員厚生経費、建物等修繕費・校内維持整備費	

別表2 相談窓口

設置場所	担当係	相談の範囲
名取キャンパス	総務課庶務係	・非常勤雇用者の勤務状況等の雇用管理に関すること ・出張の計画に関すること
	管理課会計係	・物品等の発注、納品及び検収に関すること ・物品の管理に関すること ・旅費、謝金の支出に関すること ・予算の執行に関すること
	企画室研究支援係	・外部資金の使用ルールに関すること
広瀬キャンパス	総務課人事・労務係	・非常勤雇用者の勤務状況等の雇用管理に関すること ・出張の計画に関すること
	管理課財務係	・旅費、謝金の支出に関すること ・予算の執行に関すること
	管理課契約係	・物品等の発注、納品及び検収に関すること ・物品の管理に関すること
	企画室企画運営係	・外部資金の使用ルールに関すること